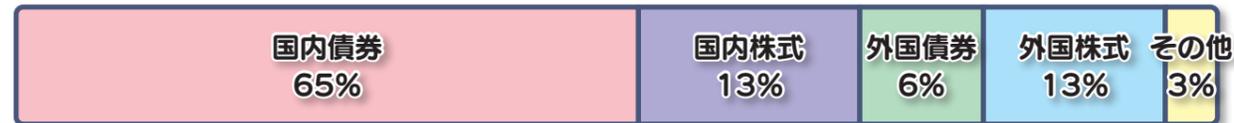


よくある問い合わせ

Q1. どの信託銀行で、どんな商品を運用していますか？

A1. りそな銀行です。資産構成比は国内債券65%、国内株式13%、外国債券6%、外国株式13%、その他商品3%を基本とし、安定性を重視した運用をしています。(令和5年度現在)

基本アセット



Q2. 退職時の手続きを教えてください。

A2. 下記の手続きとなります。

- ①神戸市社会福祉協議会の指定する「退職手当給付金請求書・退職届」をお勤めの社会福祉施設を通し、神戸市社会福祉協議会宛にご提出ください。
- ②神戸市社会福祉協議会が「退職手当給付金請求書・退職届」を受け取ってから約1か月(ただし、退職日以降)で社会福祉施設の口座あてに給付金を振り込みます。
- ③社会福祉協議会から加入者、社会福祉施設それぞれに支給通知書を送付します。
- ④社会福祉施設から加入者宛に給付金が振り込まれます。

Q3. 本共済事業に加入する神戸市内の別施設へ転職する場合、継続して加入することは可能ですか。

A3. 旧勤務先を退職してから1か月以内に新勤務先へ就職する場合は、上記A2の退職手続きをせずに継続して加入ができます。旧勤務先が記入した「継続加入申込書」を新勤務先へご提出ください。

Q4. 休職・復職・氏名変更をする場合の手続きを教えてください。

A4. 本共済事業が指定する各種届の提出が必要です。詳しくは、お勤め施設の本共済事業ご担当者にお問い合わせください。

その他、共済手続に関するご質問はお勤め施設の共済ご担当者または下記までお問い合わせください



発行年月日: 令和5年4月

<事務局>

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 福祉部 福祉事業課

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3丁目1-32こうべ市民福祉交流センター4階

電話番号: 078-271-5316 平日8:45~17:30(土日祝・年末年始休業)



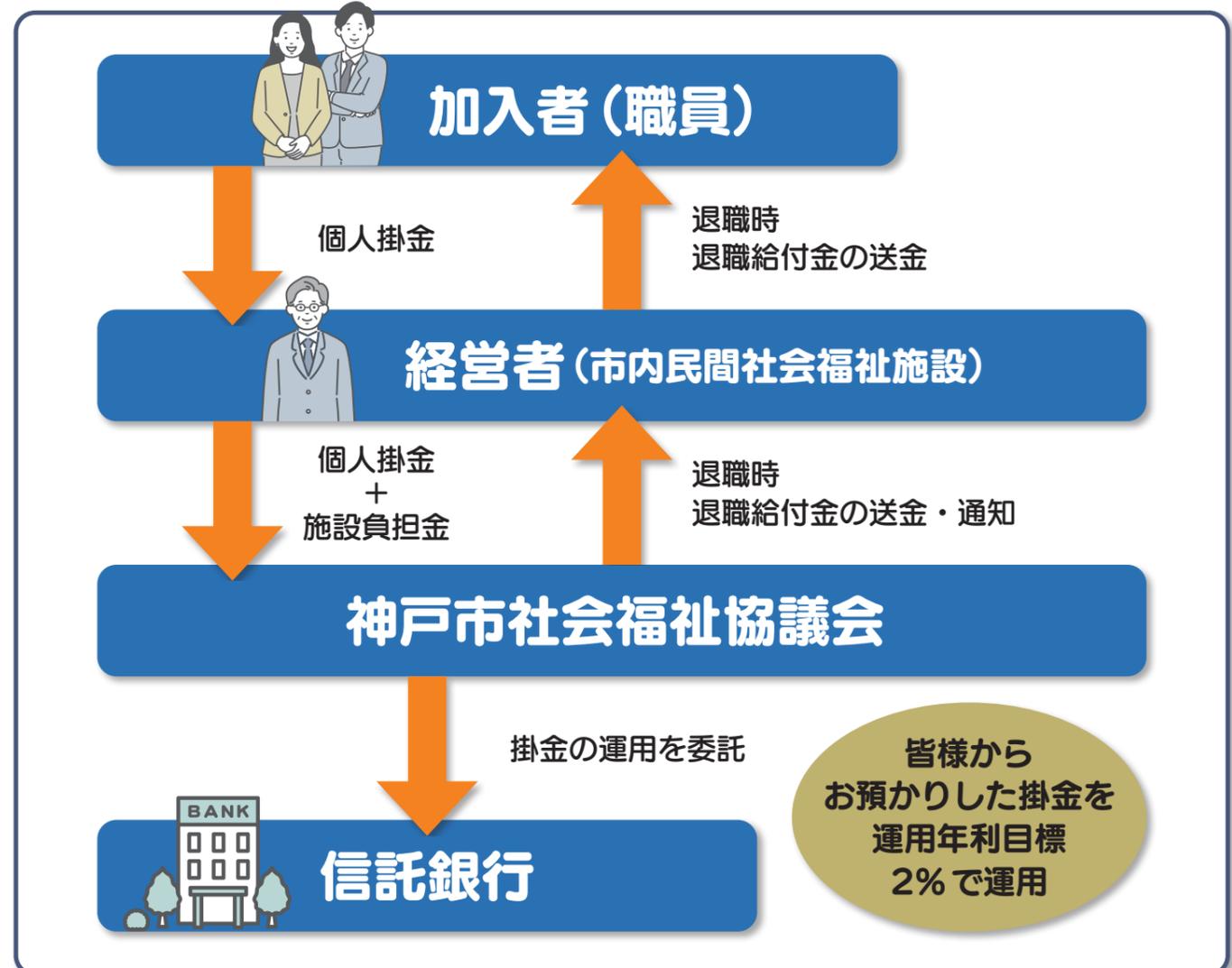
本共済事業
ホームページ

神戸市民間社会福祉施設職員 退職手当共済事業のご案内

神戸市民間社会福祉施設職員退職手当共済事業(以下、本共済事業)は、神戸市内で社会福祉事業を営む経営者(民間社会福祉施設)と加入者(職員)の相互扶助の精神にもとづき、職員の退職手当共済制度を運営することで、社会福祉事業の進展に寄与することを目的としています。

神戸市社会福祉協議会が経営者の拠出する施設負担金および加入者が拠出する個人掛金をお預かりし、信託契約に基づいて信託銀行に運用を委託しています。

掛金納付と給付のしくみ



本共済事業のポイント

- 経営者からは**施設負担金**、加入者からは**個人掛金**を月額で計算して徴収します。
(徴収時期は施設によって異なります)
- 掛金を信託銀行で運用し、年2%の利息をつけて退職給付金を支給します。
※ただし、加入期間が3年(36か月)未満の場合は個人掛金のみ返還いたします。
- 休職期間中、掛金は徴収せず退職給付金の算定期間から除外されます。
※本共済事業が指定する「休職届」の提出が必要です。
- 退職給付金の受け取りには「退職手当給付金請求書・退職届」の提出が必要です。
- 退職給付金は本共済から経営者に送金し、経営者から加入者へ振り込まれます。
※加入者への振込時期は、お勤め施設の共済ご担当者にご確認ください。
- 加入者が死亡した場合は、遺族に給付いたします。

※退職給付金の請求書は、退職時にすみやかにご提出ください。退職日から5年を経過すると請求権が消滅します。
※令和3年3月31日以前の加入者は計算方法が一部異なります。

本共済事業「事業規程」に基づいて実施しています。その他詳細につきましては、神戸市社会福祉協議会ホームページ (<https://www.with-kobe.or.jp/jigyousya/kyousai/>) に掲載しておりますのでご確認ください。

掛金の計算方法

加入者の給与月額をもとに、標準給与月額(注釈1)とそれに対応した掛金額が決定します。

経営者：加入者の標準給与月額×2.4%(施設負担金)※事務費0.2%を含む
加入者：加入者の標準給与月額×1.5%(個人掛金)

(注釈1) 標準給与月額については右記の二次元バーコード
もしくは、事業規程の別表をご参照ください。

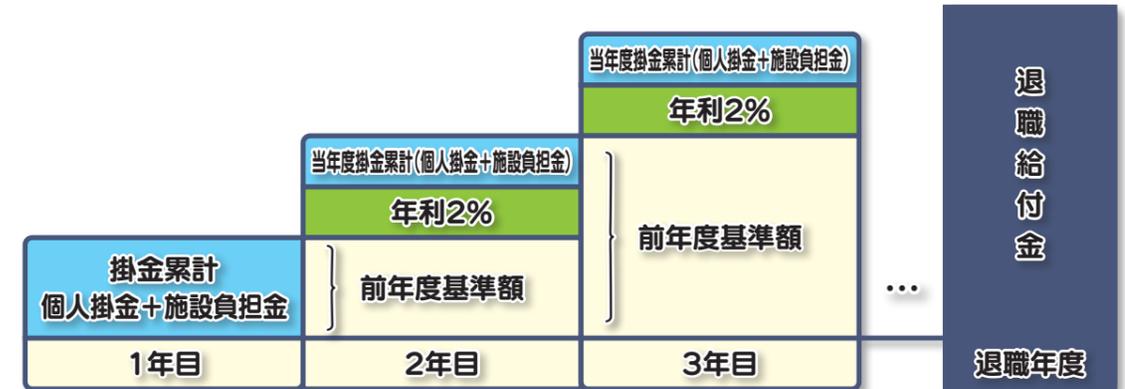
(例) 神戸 花子さん(給与月額172,000円)の掛金
標準給与月額：173,000円
施設負担金：173,000円×2.2% = 3,806円
個人掛金：173,000円×1.5% = 2,595円



※給与月額に特別手当等は含まれません。
※毎年10月に給与額改定を行い、その後1年間の掛金額が決定します。
※上記施設負担金(2.2%) = 施設負担金総額(2.4%) - 事務費(0.2%)で算出します。

退職給付額の計算方法

各個人掛金・施設負担金を毎月積み立て、その元利合計額(年2%)を退職時に支給します。



$$\text{退職給付金額} = \text{前年度末基準額}(a) + (a) \times 2\% \times \text{当年度加入月数} \times 1/12 + \text{当年度の施設負担金} \cdot \text{個人掛金合計}$$

※前年度基準額とは…年度末(3月31日付)で退職したと仮定して計算された退職金額。

(例) 神戸 花子さん(4月加入、給与月額172,000円)の場合退職金計算方法

施設負担金：3,806円/月
個人掛金：2,595円/月
満1年目：(3,806円×12か月) + (2,595円×12か月) = 76,812円…①
(加入後12か月) ※退職の場合、給付されるのは個人掛金のみ
満2年目：①+①×年利2% + {(3,806円×12か月) + (2,595円×12か月)} = 155,160円…②
(加入後24か月) ※退職の場合、給付されるのは個人掛金のみ
満3年目：②+②×年利2% + {(3,806円×12か月) + (2,595円×12か月)} = 235,075円
(加入後36か月)

参考 退職給付金の試算額 ※標準給与月額に変更がない場合の参考金額です。

単位(円)

加入年	標準給与月額	個人掛金累計	施設掛金累計	個人掛金累計	施設掛金累計
3年	163,000 (30等級)	88,020	129,096	109,620	160,776
5年	376,627	146,700	215,160	182,700	267,960
10年	792,453	293,400	430,320	365,400	535,920
15年	1,251,559	440,100	645,480	548,100	803,880
20年	1,758,449	586,800	860,640	730,800	1,071,840
25年	2,318,097	733,500	1,075,800	913,500	1,339,800
30年	2,935,993	880,200	1,290,960	1,096,200	1,607,760
35年	3,618,200	1,026,900	1,506,120	1,278,900	1,875,720
40年	4,371,412	1,173,600	1,721,280	1,461,600	2,143,680

※一定の計算式より給付額を計算しておりますが、端数計算の都合等、金額が前後する可能性があります。退職給付金の給付額を確約するものではありません。